

2021年12月20日

【件名】

在外邦人の孤独・孤立問題対策について

【ポイント】

- ・人に言えない悩みをお持ちの方は、本文の団体へ相談することを検討下さい。
- ・エチオピア全土は、危険情報レベル4となっています。商用便が運航されている間に退避してください。

【本文】

1 外務省は本年7月に、本邦NPO団体と連携し、在外邦人がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。この取り組みについては、クリスマスや年末・年始休暇を迎えるこの時期も実施しております。人に言えない悩みをお持ちの方は、同団体窓口へご相談することを検討下さい。

詳細に関しましては、以下特設サイトに掲載されていますので、そちらをご確認ください。

<特設サイト>

<https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

2 11月26日、日本政府はエチオピア全土を危険レベル4(退避勧告)に引き上げました。エチオピア滞在中の邦人の方は直ちに国外に退避してください。情勢の急変により商用便の運行が停止した場合、日本への帰国・国外への退避は非常に困難になります。また、エチオピアを経由する便の利用は控えるようお願いいたします。

<詳細>

(PC)==> https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T101.html

(携帯)==> http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbhazardinfo_2021T101.html

3 目的地がどこであれ商用便利用にはPCR陰性証明が必要です。日本行きの商用便を利用する場合、エチオピア出国72時間以内の陰性証明書の厚労省フォーマットへの転記が必要です。同サービスを提供している医療機関は、以下のリンクから確認ください。

https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00809.html

4 今後、市内において情勢が急変する可能性もあります。有事の際の対策・退避方法について、以下のとおり案内します。

(1) 市内で緊急事態が発生した場合には、不要不急の外出を避け、群衆やデモ隊、政府及び軍施設には近付かないで下さい。

(2) 身の回りで危険を感じた場合、大使館にご連絡ください。要すれば一時的退避場所を指示します。

(3) インターネットが遮断される場合、当館から在留邦人の皆様への連絡は、主にショートメッセージ（携帯番号宛）で行います。現在当館に登録されている電話番号に変更がある場合、直ちに高橋、中崎までご連絡下さい。

(4) 電話、ショートメッセージも使えなくなった場合、当館はFM放送（99.0HZ）により情報提供を行います。FM受信可能なラジオを備えておいて下さい。

(5) 身のまわりで異常があれば、直ちに以下の当館関係者にご連絡下さい。

高橋：内線501 携帯0911-200721（警備領事）

中崎：内線502 携帯0911-216773（警備領事）

森本：内線402 携帯0909-783330（総務）

※在エチオピア日本国大使館 011-667-1166（代表）

(6) 緊急時に備えて、「安全の手引き」をご参照ください。

<安全の手引き>

https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00742.html

以上

【在エチオピア日本国大使館】

代表電話：011-667-1166

《緊急連絡先》

警備領事班

0911-200-721（高橋） ei.ji.takahashi@mofa.go.jp

0911-216-773（中崎） taisei.nakazaki@mofa.go.jp

0909-783-330（森本） masaki.morimoto@mofa.go.jp

※このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>